

福 議 委 号  
平成 2 5 年 2 月 2 0 日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

経済福祉常任委員会  
委員長 木 村 隆

所管事務調査報告書の提出について

本委員会は、平成 2 4 年 1 2 月 1 2 日福島町議会定例会 1 2 月会議において決定した、休会中の所管事務調査を終えたので、会議条例第 1 4 0 条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

|                 |                                                                        |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------|
| 調 査 事 件         | ( 1 1 ) その他所管に関する事項について<br>(地域の自主性・自立性を高める条例の整備について)                   |
| 調 査 期 間         | 平成 2 5 年 2 月 1 4 日 ( 1 日間)                                             |
| 出 席 委 員         | 委員長 木 村 隆 副委員長 花 田 勇<br>委員 平 沼 昌 平 委 員 加 藤 雅 行<br>委員 藤 山 大 委 員 平 野 隆 雄 |
| 欠 席 委 員         | なし                                                                     |
| 委員外議員           | なし                                                                     |
| 職務のため<br>出席した議員 | なし                                                                     |
| 議会事務局職員         | 議会事務局長 石堂 一志 議会グループ次長 前田 勝広<br>議会グループ主事 沢田 元気                          |

## **[委員会意見]**

### **調査事件 1 1 その他所管に関する事項について**

#### **(地域の自立性・自主性を高める条例の整備について)**

**(平成 25 年 2 月 14 日調査)**

#### **「調査の内容」**

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、これまで国の法令等で定められていた基準を町が条例で定めることとされた。当該法律は、地方分権改革推進計画に基づいて地方自治体の自主性を強化し自由度の拡大を図るため、義務付け・枠づけの見直しと条例制定権の拡大を目的としている。これを受けて、今回、同法の中で当町に該当する部分は「介護保険法」、「道路法」、「河川法」、「公営住宅法」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「地方公営企業法」の 7 つの法律であり、規定されていたそれぞれの基準等を新たに条例で定めるものである。意見交換の結果は以下の通りである。

#### **【意見交換の結果】**

地域主権改革は、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決められるようにするための改革であり、地域の実情に合った地方独自の条例を整備していくことは重要な意義があると考ええる。

町の条例制定及び一部改正の考え方は、これまで国の法令等の条文において、「従うべき基準」、「標準とすべき基準」、「参酌すべき基準」に該当する全てについて、現状及び将来的にも必要のない項目（内容）を除き、現行の国の基準と同内容とするものである。

特に今回は、介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準や道路構造の技術的基準等を定めるものがほとんどのため、国の基準どおりに条例を定めることはいたしかたないことは理解するが、意見があった公営住宅法を始めとして今後政策等によっては、可能な限り当町の実情に即したものとし、さまざまな角度から住民生活、住民福祉の向上に結び付けることを意識した特色ある条例の整備を期待する。